

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法の目的に、権利保護のみに偏ることの無いよう、学術情報の流通が学術、しいては文化の発展に繋がるものであることも、明記する。
法改正を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利の保護は大切であり、文芸などの分野では権利保護が文芸の発展に必須である。一方、学術分野では、権利者の独占を許すことなく、公表・公開、そして流通を図ることによってのみ学術は発展する。</li> <li>・ 学術分野では権利保護と円滑な流通、いずれもが欠けても発展は望めない。</li> <li>・ 権利保護については、特許などの対象範囲も拡大傾向にあつて権利保護と公開のシステムは別に定まってもいることから、学術情報の流通のみを強調することで特に問題は起こらないものとする。</li> <li>・ 学術情報の先進国独占は、国際平和のためにもあつてはならないことであり、著作権法が学術情報流通の阻害要因になることがあると、国益にもならない。</li> </ul>
改正条項及び内容	<p>著作権法 第1条</p> <p>「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」を、</p> <p>「これらの文化的・学術的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者の権利の保護と円滑な著作物の流通を図り、もって学術・文化の発展に寄与する」</p>
団体名	社団法人 情報科学技術協会（複写権問題対策委員会）

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	現行法を包括的に見直し、世界をリードし、分かりやすい「新著作権法」の制定をターゲットに本格的に検討されたい。
法改正を必要とする理由	<p>ゲーテンベルグの印刷機に端を発し制定された著作権法は、インターネット・デジタル技術の進展により、法の限界に直面している。誰もが権利者であり、ユーザーとなれる時代となった。プロもアマチュアも一般国民が著作権法を知る必要がある。しかし現行法は国民にすこぶる難解で、専門家ですら複製概念などで混乱を生じているのが現状である。</p> <p>条約の制限などの問題もあると考えるが、別の法体系への模索を開始するときである。権利者間、権利者と利用者の利益調整、フェアユース問題など、多くの論点があると考え、デジタル社会に対応した、世界各国でも採用される著作権法制定を目指して、期限を決めて検討を開始すべきである。</p>
改正条項及び内容	著作権法第 条
団体名	知的財産国家戦略フォーラム

(142)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法の用語の見直し
法改正を必要とする理由	現行著作権法においては「譲渡」「頒布」「貸与」等各場面で使用されているが、同一の意味を有する場合もあるにもかかわらず条項によって使い分けられている。 全条文において見直す必要がある。
改正条項及び内容	著作権法全文
団体名	ビジネス機械・情報システム産業協会 (JBMIA)

(143)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	・著作権法上の用語の整合性を高める必要がある。
法改正を必要とする理由	・著作権法上の「使用」と「利用」の違いを明確にする必要があり、現行法上で明確になっていない。
改正条項及び内容	・著作権法 第36条、67条、68条、69条等 「使用料」との表現を「利用料」と改める。
団体名	日本行政書士会連合会